

公益社団法人福知山市文化協会
事務処理要綱

（目的）

第1条 この要綱は公益社団法人福知山市文化協会（以下「協会」という。）の事務処理に関する事項を定めるものとする。

（事務局の設置）

第2条 協会の効率的な運営を図るため事務局を置く。

（名称及び位置）

第3条 事務局の名称は公益社団法人福知山市文化協会事務局とし、福知山市和久市町216番地福知山市上下水道部厚生棟内に置く。

（所掌事務）

第4条 事務局は、協会の会長の命を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）公印の管守、文書収受及び保存に関すること
- （2）定款、規則及び諸規程に関すること
- （3）職員の人事、給与及び服務に関すること
- （4）職員の福利厚生、研修及び健康管理に関すること
- （5）予算、決算、経理その他の会計処理に関すること
- （6）総会、理事会、三役会、幹事会及び会員に関すること
- （7）各実行委員会の庶務に関すること
- （8）会費に関すること
- （9）施設管理に関すること
- （10）契約に関すること
- （11）個人情報保護及び情報公開に関すること

（組織）

第5条 事務局は事務局長、事務局員をもって組織する。

（職務）

第6条 事務局長は専務理事の命を受けて局務を掌理する。

2 事務局員は、事務局長の命を受け所定の業務に従事する。

（決裁）

第7条 協会における事案の決裁権者は会長とし、会長はこの要綱に定めるところにより専務理事及び事務局長に専決権を委任する。

（会長の決裁事項）

第8条 会長は次のものを決裁する。

- (1) 協会の総合企画及び政策並びに運営に関する基本方針の決定に関する事
- (2) この法人の解散及び合併に関する事
- (3) 予算の編成方針及び決定並びに執行方針に関する事
- (4) 総会、理事会の招集並びに議案等に関する事
- (5) 定款、規程の制定、改廃に関する事
- (6) 職員の任免、給与その他重要な人事に関する事
- (7) 基本財産に関する事
- (8) その他特に重要な事項に関する事案

(専務理事の専決事項)

第9条 専務理事は次のものを専決する。

- (1) 総会、理事会が決定した事項の執行に関する事。
- (2) 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事。
- (3) 重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事。
- (4) 財務に関する事。
- (5) 職員の給与に関する事。
- (6) その他重要な事項に関する事。

(事務局長の専決事項)

第10条 事務局長は次のものを専決する。

- (1) 一般的な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事。
- (2) 一般的な公表、申請、照会、回答、通知及び会議に関する事。
- (3) 施設管理に関する事。
- (4) その他の事項に関する事。

(役員の承認)

第11条 この要綱の第8条、第9条、第10条に定める事項は、それぞれ決裁を受ける前に必要な役員の承認を受けるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事務の処理に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公益社団法人福知山市文化協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月11日から施行する。